



# 三重県公報

令和6年2月20日 (火)

第 491 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>病院事業庁管理規程</b>			
1	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	2
<b>告 示</b>			
93	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
94	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	( 同 )	2
95	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	3
96	児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額の一部を改正する告示	(子ども福祉・虐待対策課)	3
97	特定農業用ため池の指定及び解除	(農業基盤整備課)	3
98	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	4
<b>公 告</b>			
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	4
	同件	( 同 )	4
	換地処分を行った旨	( 同 )	5
	同件	( 同 )	5
	同件	( 同 )	5
	同件	( 同 )	5
	同件	( 同 )	5
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	5
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	5
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	6
	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(都市政策課)	6

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年二月二十日

三重県病院事業庁長 河合良之

三重県病院事業庁管理規程第一号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details changes to Article 11 regarding employee compensation for nursing and support staff.

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（次項において「新管理規程」という。）の規定は、令和六年二月一日から適用する。
2 職員が改正前の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて、令和六年二月一日以後の分として支給を受けた手当は、新管理規程の規定による手当の内払とみなす。

告 示

三重県告示第 93 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 6 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

Table listing designated disability child day care service providers with columns for business number, name, address, service name, location, support type, and date.

三重県告示第 94 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定年月日
2410202481	合同会社稲穂の里	三重県四日市市山田町 4405 番地 3	稲穂	四日市市山田町 4405 番地 3	居宅介護	令和 6 年 2 月 1 日
2410301945	K & L 合同会社	三重県鈴鹿市東磯山 3 丁目 24 番 7 号	シオン	鈴鹿市住吉三丁目 26 番 32 号	居宅介護、行動援護	令和 6 年 2 月 1 日
2410503367	株式会社 R I T Z W I N G	三重県津市美里町北長野 792 番地	訪問介護ステーションリノ	津市本町 29-17 基双ビル 106	同行援護	令和 6 年 2 月 1 日
2412900629	アライブ株式会社	三重県伊勢市本町 16-5	スマイルホーム志摩訪問介護事業所	志摩市阿児町鶴方 2850 番地 126 赤松ヶ谷テナント C 号室	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 2 月 1 日
2410202473	社会福祉法人聖母の家	三重県四日市市波木町 398 番地の 1	生活介護事業所聖母の家	四日市市楠町北五味塚 1972-34	生活介護	令和 6 年 2 月 1 日
2412220390	株式会社ワンプレイス	三重県四日市市生桑町 234 番地 1	わかばハウス菰野	三重郡菰野町大字宿野 693 番地 15	短期入所	令和 6 年 2 月 1 日
2410503417	福祉のしごと株式会社	三重県津市藤方 1529 番地	すまいるわーく大門	津市大門 17 番 12 号 スカイパーク 3 階	就労継続支援 A 型	令和 6 年 2 月 1 日
2420301661	一般社団法人三重県更生保護事業者連絡協議会	三重県鈴鹿市江島本町 18 番 30 号	海辺の川南荘	鈴鹿市江島本町 18-33	共同生活援助	令和 6 年 2 月 1 日

三重県告示第 95 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止年月日
2420800613	一般社団法人いろえんびつ	三重県伊勢市中村町桜ヶ丘 183 番地 12	障がい者グループホーム スーミン	伊勢市中村町桜ヶ丘 183 番地 12	共同生活援助	令和 6 年 1 月 31 日

三重県告示第 96 号

児童福祉法施行細則第 22 条の規定による徴収額（令和 3 年三重県告示第 452 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行し、改正後の規定は、令和 5 年 4 月分以降に係る費用徴収について適用します。

令和 6 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

表 1 の備考 8(1)イ中「404,000 円」を「488,000 円」に改める。

三重県告示第 97 号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 31 日付けで特定農業用ため池を指定し、並びに同条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 31 日付けで特定農業用ため池の指定を解除したため、同条第 3 項の規定により告示します。

なお、指定し、及び指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地の一覧は、三重県農林水産部農業基盤

整備課のホームページに掲載します。

令和6年2月20日

三重県知事 一見勝之

### 三重県告示第98号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和6年2月20日

三重県知事 一見勝之

区 域	区 分
浜島区域 (三重外湾漁業協同組合のうち浜島の地区)	小型かつお・まぐろ漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるものをいう。）

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 小溜・弁天溜地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和6年2月20日

三重県知事 一見勝之

- 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間  
令和6年2月21日から同年3月21日まで
- 縦覧の場所  
菰野町役場観光産業課（三重郡菰野町大字潤田1250番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 小規模 新溜（小島）地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和6年2月20日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和6年2月21日から同年3月21日まで
- 3 縦覧の場所  
菰野町役場観光産業課（三重郡菰野町大字潤田 1250 番地）

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区多気ほ場1号換地区の換地処分を行いました。

令和6年2月20日

三重県知事 一見勝之

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区多気ほ場2号換地区の換地処分を行いました。

令和6年2月20日

三重県知事 一見勝之

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区大台ほ場1号換地区の換地処分を行いました。

令和6年2月20日

三重県知事 一見勝之

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区大台ほ場3号換地区の換地処分を行いました。

令和6年2月20日

三重県知事 一見勝之

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区大台ほ場4号換地区の換地処分を行いました。

令和6年2月20日

三重県知事 一見勝之

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和6年2月20日

三重県知事 一見勝之

---

- 1 作業種類  
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間  
令和6年2月7日から同年11月22日まで
- 3 作業地域  
津市の一部

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年1月31日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和6年2月20日

三重県知事 一見勝之

---

- 1 作業種類  
公共測量（数値図化）
- 2 作業地域

## 津市の一部

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 1 月 31 日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和 6 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量及び水準測量）
  - 2 作業地域  
桑名市多度町大鳥居、同市多度町南之郷及び同市今島
- 

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 1 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3 級基準点測量）
  - 2 作業地域  
いなべ市北勢町南中津原及び同市北勢町大辻新田
- 

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 1 月 31 日に終了した旨、三重県市町総合事務組合管理者から通知がありました。

令和 6 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（三重県共有デジタル地図の更新）
  - 2 作業地域  
四日市市の一部、伊勢市の一部、桑名郡木曾岬町の一部、三重郡菰野町の一部、同郡川越町の一部及び多気郡多気町の一部
- 

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、鈴鹿 P A スマート I C 周辺土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和 6 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 組合の名称及び事務所の所在地  
鈴鹿 P A スマート I C 周辺土地区画整理組合  
鈴鹿市三日市 3 丁目 20 番 31 号 鎌田ビル 2-C
- 2 事業施行期間  
令和 2 年 1 月 24 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区  
鈴鹿市山本町字折子、字北今辻、字ダズ林野、字茱萸木沢及び字新林の各一部並びに大久保町字折子及び字地藏久保の各一部
- 4 設立認可の年月日  
令和 2 年 1 月 24 日
- 5 変更の内容  
事業施行期間について、「令和 2 年 1 月 24 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 1 月 24 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」に変更
- 6 変更認可の年月日  
令和 6 年 2 月 20 日

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---